

随意契約の理由書

今回のエレベーター工事については、日本エレベーター製造株式会社が製造したエレベーターに対し実施するもので、①竣工後35年を経過し、全面的な改修が必要な状態であること、②制御盤内部品は供給終了となっており、当該部品が故障した場合は復旧が不可能であること、③現行法で義務付けられている戸閉走行保護装置等については設置されておらず、人身事故のリスクもあることなどの理由により、令和4年度において、当エレベーターの制御リニューアル工事を実施するための予算が措置された。

制御リニューアル工事とは、かごやレール等を既存流用し、巻き上げ機や制御機器等のみ更新するリニューアルメニューで、全更新に比べ、コストの低減、工期の短縮、工事内容の施設への影響の低減がある一方、改修後の寿命は全更新と遜色がない。既存流用する部分があるため、全更新とは比較にならない安価で実施可能である。本府においては財産活用課の長寿命化技術検討WGにおいて、エレベーターの更新手法については「制御リニューアル」による更新を進めることが決定されたことを受け、当該工事方法での予算措置がなされた。当工事の実施にあたっては、当該業者の日本エレベーター製造株式会社以外の業者では知り得ない設計、製作基準や製作図に基づかなければ、契約内容を履行することは、困難である。

これらを考慮した結果、同社から見積書を徴したところ、予算の範囲内であり、価格も適正と思われるので、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。

○地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (一) 省略
- (二) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (三)～(八) 省略

○大阪府財務規則とその運用

<運用> 第62条関係

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

- (1) 特定の者でなければ履行できないもの
- (2)～(13) 省略